

# 総務文教常任委員会

H30. 1. 23 (火)

午前10時00分～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

- 債権管理条例（案）の概要について（会計管理室：財産管理課）
- 学校施設使用条例の一部改正（案）について（教育部：学校教育課）

## 3 その他

### (1) 次回の日程について

平成30年1月23日  
市議会例月総務文教常任委員会

## － 提出資料 －

○亀岡市債権管理条例（案）の概要

○地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項（改正案）

会計管理室財産管理課

# 亀岡市債権管理条例(案)の概要

**【目的】** 市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民の負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

## ① 適正かつ統一的な債権管理について規定

地方自治法、地方自治法施行令など現行法令の規定により、債権管理を行うことは可能であるが、市のすべての債権について、適正かつ統一的な取扱いを図ることを規定



適正な債権管理に対する姿勢表明

区分	種別		内容	時効
公債権	市税	強制徴収公債権	地方税法の規定に基づき強制的に滞納処分を行うことができる公債権。	5年
	公課		地方税法の例により強制的に滞納処分を行うことができる公債権。	5年 ※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等は2年
	その他の債権	非強制徴収公債権	地方自治法の規定に基づき滞納処分を行うこととなるため、強制的に滞納処分を行えない公債権。滞納処分を行うには裁判所への手続きが必要。	5年
私債権		私債権	民間の契約行為と同じ扱いとなる債権。非強制徴収公債権と同様、滞納処分を行うには裁判所への手続きが必要。	債権の種類によって異なる。最長10年 ※債権の消滅には、債務者の援用が必要

## ② 私債権の債権放棄について規定

収納が見込めない債権を管理し続けることは、適正な債権管理を行う上で、大きな妨げとなるため、要件を規定し債権放棄を行うことにより、事務の効率化を図る。

公債権

時効期間の経過により、債権は絶対的に消滅(地方税法第18条、地方自治法第236条第1項等)

➡ 時効期間経過後の支払いは過誤納付になり、返還が必要

私債権

時効による債権の消滅は時効の援用が必要(民法第145条)

➡ 滞納者と連絡が取れず、時効の援用がされない場合、回収困難な債権が存在し続ける

➡ 時効期間経過後の支払いでも有効 = 消滅時効の援用権の放棄

地方自治法第96条第1項第10号

権利の放棄に関する特別の定め



条例に定めがあれば、債権放棄が可能

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

○地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項（改定案）

昭和55年7月9日

議決

改正 平成5年3月29日

平成15年3月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき市議会の議決を経た市長専決事項（昭和35年7月23日議決）の全部を改正する。

- 1 財源を補助金又は寄附金、負担金に求める歳入歳出予算の補正を行うこと。ただし、1件50万円以上のものを除く。
- 2 年度繰越事業に関する歳入歳出予算につき、既決予算額の範囲内における補正を行うこと。
- 3 法令に基づく義務費で輕易と認められるものの歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 4 起債の借入れに関し、起債額を減少し、又は既定の利率及び償還方法の範囲内においてこれを変更すること。
- 5 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第2条の規定による契約につき、議決を経た後において、当該契約の変更を行う場合で次に定めるもの
  - (1) 契約変更により増減する金額が当初請負額の10分の1に相当する金額（ただし、1,500万円以内の額に限る。）を超えないとき。

（平5.3.29・一部改正）
- 6 1件50万円（自動車交通事故の場合は、300万円）以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関すること。
- 7 市営住宅の家賃等の請求及び明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

（平15.3.28・追加）
- 8 1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（第7の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てに対する異議の申立てが訴えの提起とみなされる場合を含む。）。

「改正内容」

第7の次に「1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（第7の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てに対する異議の申立てが訴えの提起とみなされる場合を含む。）。」を追加する。

現 行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育活動の促進及び社会体育の普及振興を図るため、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設(以下「施設」という。)を学校教育に支障のない範囲内において、市民等が使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平28条例40・一部改正)</p> <p>(対象施設)</p> <p>第2条 この条例において使用の対象となる施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋内運動場、格技場、小体育室、ミーティング室</p> <p>(2) 屋外運動場</p> <p>(3) その他亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が使用を認める施設</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 施設を使用できる者は、原則として市民及び市内の団体とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。</p> <p>(平25条例5・一部改正)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めると</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育活動の促進及び社会体育の普及振興を図るため、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設(以下「施設」という。)を学校教育に支障のない範囲内において、市民等が使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平28条例40・一部改正)</p> <p>(対象施設)</p> <p>第2条 この条例において使用の対象となる施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋内運動場、格技場、小体育室、ミーティング室</p> <p>(2) 屋外運動場</p> <p><b>(3) 児童生徒地域交流施設</b></p> <p><b>(4)</b> その他亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が使用を認める施設</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 施設を使用できる者は、原則として市民及び市内の団体とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。</p> <p>(平25条例5・一部改正)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めると</p>

き。

(2) 政治的活動のために使用しようとするとき。(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の規定による使用は除く。)

(3) 宗教的活動のために使用しようとするとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 営利を目的で使用するおそれがあると認めるとき。

(6) その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

2 教育委員会は、使用を許可する場合に施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(平 25 条例 5・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

(2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用許可を受けた後、市又は教育委員会若しくは学校教育の用に供するために当該施設を使用する必要が生じたとき。

(4) 災害その他不可抗力の理由により施設が使用できなくなったとき。

(5) 使用許可申請に虚偽の記載があったとき。

(6) その他教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害を生じることがあっても、市及び教育委員会は、その責めを負わない。

(平 25 条例 5・一部改正)

(使用料)

第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条

き。

(2) 政治的活動のために使用しようとするとき。(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の規定による使用は除く。)

(3) 宗教的活動のために使用しようとするとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 営利を目的で使用するおそれがあると認めるとき。

(6) その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

2 教育委員会は、使用を許可する場合に施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(平 25 条例 5・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

(2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用許可を受けた後、市又は教育委員会若しくは学校教育の用に供するために当該施設を使用する必要が生じたとき。

(4) 災害その他不可抗力の理由により施設が使用できなくなったとき。

(5) 使用許可申請に虚偽の記載があったとき。

(6) その他教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害を生じることがあっても、市及び教育委員会は、その責めを負わない。

(平 25 条例 5・一部改正)

(使用料)

第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条

に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設及び附属する設備を損失し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、使用料に関する規定は平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設及び附属する設備を損失し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市立学校施設使用条例の規定は、平成30年10月1日以降の施設使用料から適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお、従前の例による。

別表(第7条関係)

施設名 (区分)	使用料 (1時間当たり)	学校名
屋内運動場	①	100円 小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	150円 小学校：東別院 葺田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	200円 小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	250円 中学校：南桑 大成
	⑤	400円 中学校：亀岡
	格技場	150円 中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティング 室	50円 小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
	屋外運動場	無料
教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

別表(第7条関係)

施設名 (区分)	使用料 (1時間当たり)	学校名
屋内運動場	①	100円 小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	150円 小学校：東別院 葺田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	200円 小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	250円 中学校：南桑 大成
	⑤	400円 中学校：亀岡
	格技場	150円 中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティング 室	50円 小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
	屋外運動場	無料
児童生徒地域 交流施設	研修室	200円 中学校：亀岡(若木の家)
	会議室 (和室1室)	100円
教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

# 亀岡市立亀岡中学校「若木の家」の運用見直しについて

## 1 現況

亀岡市立亀岡中学校「若木の家」は、人間性豊かな児童生徒の育成を図るため、木の教育宿泊研修施設として、昭和62年に設置した。

当初は、市内小中学校の児童生徒が、学級・学年活動やクラブ活動、生徒会活動を中心に利用していた。平成4年度以降土曜日が休みになり、平成14年度からは完全週休2日制の施行により、社会体育や社会教育活動に参加する機会が増加してきた。

これに伴い、学校教育活動の利用は減少し、特に近年では、社会教育団体等の利用が大部分を占めている状況である。

また、建設後30年以上が経過しているため、研修室棟の雨漏り等が発生するなど、修繕が必要な状況にある。

## 2 今後の運用について

木の教育研修施設として、学校教育活動（学校活動・学年活動・生徒会活動・クラブ活動など）が行いやすい施設環境を整え、できる限り利用を呼びかけることにより、施設設置の趣旨である人間性豊かな児童生徒の育成に繋げていく。

ただし、宿泊については、ボイラー等の老朽化が激しく、その改修費用や宿泊時の施設管理等を考慮すると、利用者ニーズに応じた対応が困難なことから廃止する。

また、現在は、無償としているが、他の学校施設の利用との整合性や公平性の観点から、今後、社会教育活動で利用する場合には、応分の使用料を徴収する。

## 3 日程

平成29年12月	市議会事前説明、利用団体への説明（宿泊廃止、使用料徴収等）
平成30年 1月	教育委員会に使用料条例改正案を提出・承認
平成30年 3月	市議会に条例改正案を上程 ※使用料条例・規則公布 ※管理規則公布・施行（4月1日以降宿泊廃止）
平成30年 4月 ～9月	施設改修工事、駐車場整備（設計、入札、改修工事、完了検査）
平成30年10月	使用料条例・規則施行 ※ <u>目的外使用団体等からの使用料の徴収を開始</u>

## 4 使用料

他の学校施設及び公共施設の使用料を考慮する中で、一時間当たりの使用料を設定する。

研 修 室 : 200円

会議室(和室) : 100円